

Ⅲ. 自主規制規則の改正等について

2. 商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく措置の実施について（理事会決議）

商品取引所法の改正に関する国会審議において、「不招請勧誘の禁止について改正法（商先法）の施行から 1 年以内に規制の効果及び被害の実態に照らして政令指定の対象を見直す」とする附帯決議（衆議院経済産業委員会：平成 21 年 6 月 17 日、参議院経済産業委員会：平成 21 年 7 月 2 日）がなされています。

この附帯決議を踏まえ、商品デリバティブ取引に対し否定的な評価を招くおそれのある会員の不適切な業務、特に本会相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの）について機動的な措置が不可欠であることから、当該苦情の申出を受けた会員に対し措置をすることとしました。

措置の内容は、商品先物取引業務に関する規則第 19 条第 2 項に基づいて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を実施し、顧客保護の観点から本会が必要かつ適当であると認めたときは、同条第 1 項に定める措置（①社内規則の遵守に関する指導、②社内規則の変更に関する勧告、③その他必要な措置）を講ずるとの内容です。

この理事会決議については、第 41 回自主規制委員会（書面審議・1 月 18 日開催）の審議を経て、第 92 回理事会（1 月 26 日開催）において決定し、即日施行（1 月 26 日以降に申出のあった当該苦情から適用）しました。

また、この理事会決議は、会長通達として同日付けの「商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく措置について」として会員代表者宛に通知しました。

23 日商協発第 27 号

平成 23 年 1 月 26 日

会 員 代 表 者 各 位

日 本 商 品 先 物 取 引 協 会
会 長 荒 井 史 男

商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく措置について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご高承のとおり、平成 21 年の改正商品取引所法（商品先物取引法）に関する国会審議において、不招請勧誘の禁止の対象となる政令指定の商品取引契約について、法施行後 1 年以内を目途に規制の効果及び被害の実態等を踏まえて見直し、必要に応じて適宜適切に一般個人を相手方とする全ての取引に拡大する旨の附帯決議（衆議院経済産業委員会：平成 21 年 6 月 17 日、参議院経済産業委員会：平成 21 年 7 月 2 日）がなされています。

本会では、この附帯決議を重く受け止め、会員の適正な勧誘を確保するため、本年 1 月 1 日の改正法の完全施行に対応して必要な自主規制規則の改正を行い、不招請勧誘禁止や適合性原則の遵守に関

して会員が留意すべき事項を別途示すとともに、制裁規程において新たに書面による改善勧告及び当該勧告に基づく改善結果の報告徴求の規定を新設いたしました。

新たな商品先物取引法の体系の下にあっても、本会の責務は「商品先物取引業者」の自主規制団体としてその役割を十分に発揮し、商品デリバティブ取引に対する社会的信頼の一層の確保等に鋭意取り組むことにあります。

このため、勧誘に関する社会的評価の低下を通じて商品デリバティブ取引に対する否定的な評価を招くおそれのある会員の不適切な業務、特に本会相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの）に対して機動的な措置が不可欠であると判断し、本日開催の第 92 回理事会において下記のとおり決議いたしました。

会員各社におかれましては、本措置を実施することの趣旨をご賢察いただき、商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの）が発生することのないよう、引き続き再勧誘及び不招請勧誘の禁止の遵守方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 平成 23 年 1 月 26 日以降、本会相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの）について、その申出の相手方である会員に対し、当該苦情発生の経緯、勧誘に関する社内管理体制の実情等について商品先物取引業務に関する規則第 19 条第 2 項に基づき報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を実施する。
2. 上記の調査等の結果、当該会員の商品先物取引業務の適正な運営を確保し、又は顧客を保護するために必要かつ適当であると認めるときは、勧誘に関する基準の遵守の徹底等について改善を行う旨指導するなど同条第 1 項に定める措置を講ずる。
3. 調査等の結果、上記 2. の措置に至らないと認められる場合であっても、再発防止等の観点から注意喚起を行う。

以 上